

取消処分（株式会社サンキョウ）

1 被処分者

- (1) 所在地 愛知県豊田市下市場町一丁目39番地1
- (2) 名称 株式会社サンキョウ 代表取締役 長尾英司

2 許可を取り消す事業の内容

産業廃棄物収集運搬業

- (1) 許可番号 第09000018767号
- (2) 許可年月日 平成2年8月16日
- (3) 有効期限 平成27年8月15日
- (4) 事業の範囲

ア 事業の区分

産業廃棄物収集運搬業

イ 取り扱う産業廃棄物の種類（積替え、保管を除く。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類

以上16品目

3 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

4 取消年月日

平成23年6月6日

5 処分の理由

株式会社サンキョウは、その産業廃棄物収集運搬業の事業範囲に積替え又は保管の許可がないにもかかわらず、平成23年4月15日に建設会社の解体現場から収集した産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず等の混合物）を同社の事務所（豊田市下市場町一丁目39番地1）で保管を行っていた。

以上の事実は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の2第1項に違反し、第14条の3の2第1項第5号に規定する取消事由に該当する。